

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

			資料番号	7	担当課	健康増進課
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則	根拠条項	第37条	許認可等の 内 容	医療特別手当証書の再交付	
<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成7年厚生省令第33号) (医療特別手当証書の再交付)</p> <p>第三十七条 医療特別手当受給権者は、医療特別手当証書を破り、汚し、又は失ったときは、医療特別手当証書の再交付を居住地(居住地を有しないときは、その所在地)の都道府県知事に申請することができる。</p> <p>2 前項の申請は、医療特別手当証書の記号番号を記載した申請書を都道府県知事に提出することによって行わなければならない。この場合において、破り、又は汚した医療特別手当証書を申請書に添えなければならない。</p> <p>3 医療特別手当受給権者は、第一項の申請をした後、失った医療特別手当証書を発見したときは、速やかに、これを居住地(居住地を有しないときは、その所在地)の都道府県知事に返納しなければならない。</p> <p>第三十八条 都道府県知事は、前条の規定により医療特別手当証書の再交付の申請があったときは、新たに医療特別手当証書を作成し、これを医療特別手当受給権者に交付しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により新たな医療特別手当証書が交付されたときは、従前の医療特別手当証書は、その効力を失うものとする。</p>						